

事務連絡  
令和3年9月3日

保護者様

富士宮市教育委員会  
(教育部・学校教育課)  
富士宮市立北山小学校  
校長 山口 佳之

### 学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、文部科学省から示された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき、学校の対応を下記のとおりまとめました。

つきましては、合わせて改訂した「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー」の内容についても御確認いただき、引き続き、子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 学校の臨時休業について

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、以下を基準に臨時休業を判断していきます。

閉鎖の範囲	判断基準
学級閉鎖	①同一学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④その他、必要と判断した場合 ○5～7日程度を目安とする。
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
学校全体の臨時休業	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

##### 2 「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー R3.9.3」の主な確認事項

- ・必要な場合に予定を変更し、下校する場合があります。
- ・児童生徒の同居家族の感染が判明した場合は、児童生徒は登校せず自宅待機とします。
- ・児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は登校せず自宅待機とします。

※自宅待機については、出席停止として対応いたします。